

令和8年度
静岡県環境ビジネス拡大化実証支援事業

<公募要領>

令和8年7月
静岡県

1 事業概要

環境ビジネスの普及・拡大を図るため、静岡県内で大企業等と連携した実証事業を計画する環境ビジネスに取り組む県内企業を募集し、県が設置する審査会で適当と認められ、採択された環境ビジネスに取り組む県内企業に対して実証事業に係る費用の補助を行います。

※大企業等…高い知名度やブランド力を有し、環境ビジネスに取り組む県内企業と連携し、実証事業に取り組む意欲のある企業のうち、中小企業基本法第2条第5項に規定する「小規模企業者」以外で県が認めるもの

2 公募の内容

(1) 補助対象事業

脱炭素、資源循環、自然共生のいずれかの分野において大企業等と連携し、環境保全に資する製品・技術開発、サービスの提供、イノベーションの創出や事業の拡大化を図るため県内で行う実証事業

<対象分野>

分野	取組テーマ例
脱炭素 (カーボンニュートラル)	・地球温暖化現象の解明・予測・対策評価 ・再生可能エネルギーへの転換 ・脱炭素燃料への転換 など
資源循環 (サーキュラーエコノミー)	・未利用資源の有効利用、アップサイクル ・新たな廃棄物処理システムの構築 ・プラスチックの資源循環モデルの構築 など
自然共生 (ネイチャーポジティブ)	・生態系サービスの持続的な利用やシステム解明 ・森里川海の保全を通じた自然再生事業 ・エコロジカル・ネットワークの形成 など

(2) 補助対象者

ア又はイに該当し、ウからキまでの全てを満たす者

ア 静岡県 SDGs ビジネスアワード受賞者（静岡県 SDGs ビジネスアワードで県知事賞、優秀賞、奨励賞のいずれかを受賞した経験のある企業）

イ 県内環境系スタートアップ企業（静岡県内に事業拠点を有し、法人設立から概ね10年以内で環境省グッドライフアワードなど官公庁の環境関連事業への参加実績を有する企業）

ウ 直近1年間における都道府県税を滞納していないこと。

- エ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- キ 次の（ア）から（キ）までのいずれにも該当しないこと。
 - （ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - （イ）法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - （ウ）法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - （エ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - （オ）暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - （カ）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （キ）相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 補助対象経費

別表 1 のとおり

4 補助対象期間

補助金交付決定日から令和 9 年 2 月 28 日（日）まで

5 補助率及び補助上限額

別表 2 のとおり

6 応募手続

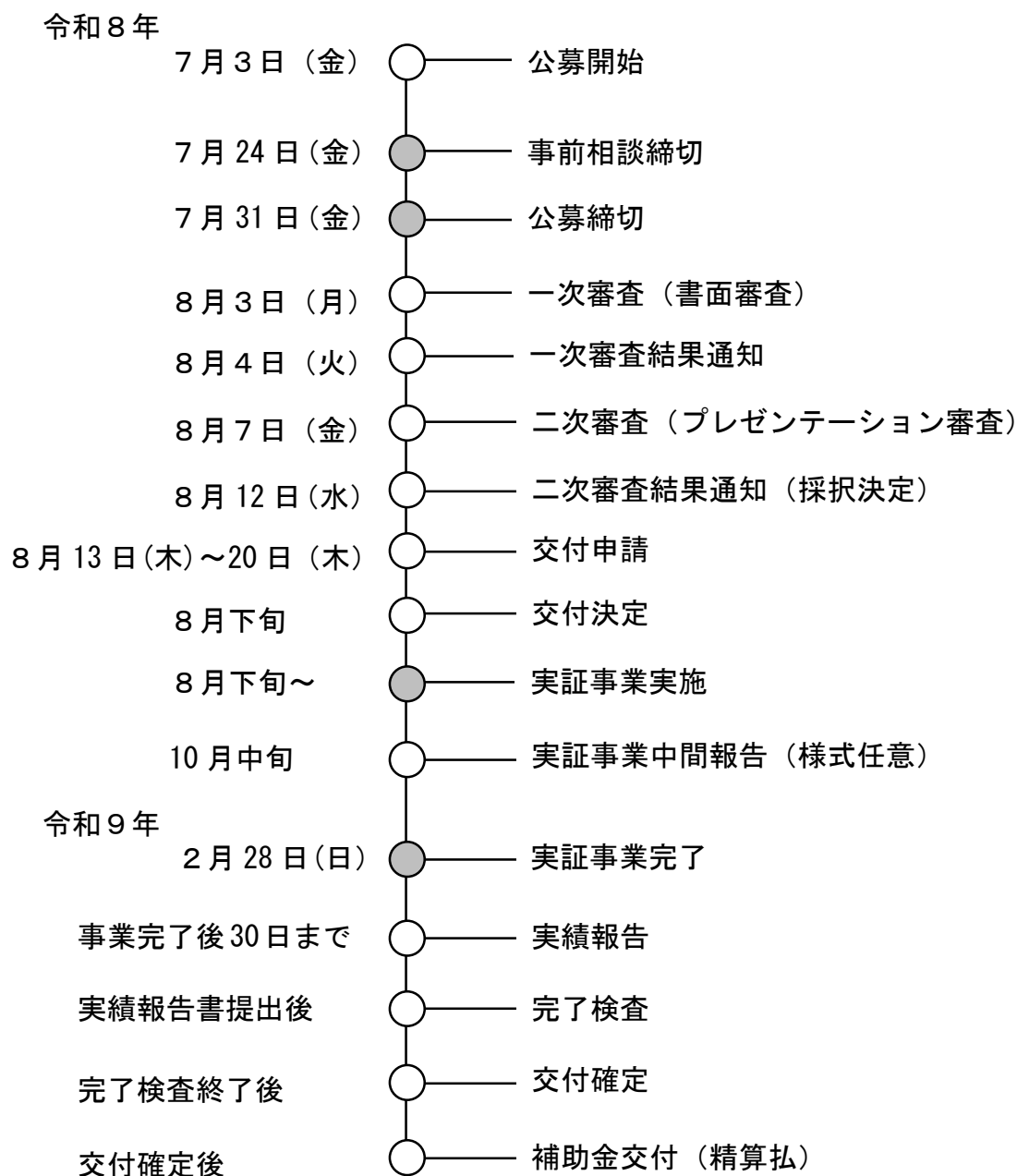
- (1) 応募期間 令和8年7月3日(金)から令和8年7月31日(金)まで
- (2) 受付時間 月曜日から金曜日(祝日及び休日を除く。)午前9時から午後5時まで
- (3) 申込方法 上記期間内に必要書類(「(5) 必要書類」参照)を電子メールにて提出
- (4) 提出先 「10 提出先、問い合わせ先」を参照
- (5) 必要書類
 - ア 応募申込書(別紙様式1-1)
 - イ 実証事業計画書(別紙様式1-2)
 - ウ 収支予算書(別紙様式2)
 - エ 会社等の事業概要が分かるもの
 - オ 直近期の都道府県税納税証明書(法人事業税、法人県民税)
 - カ 直近期の決算報告書(貸借対照表、損益計算書)
 - キ 事業内容、補助金の使途及び想定される具体的な成果等、審査基準に示す評価内容を含むプレゼンテーション資料(任意様式)
 - ※ファイル形式はMicrosoft Power Point(.pptx 又は.ppt 形式)又は他の形式のスライドをPDF化したもの
 - ※スライド枚数は10枚以下とし、データ容量が10MBを超えるファイルの送付については、データ転送サービス等にて送付をお願いします。
- (6) 様式等の入手先
下記HPからダウンロードしてください。
<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kankyo/1051027/1082192.html>

7 審査及びスケジュール

審査について

- (1) 審査方法
 - ア 県が設置する審査委員会において、事業計画書等に基づき、一次審査(書面審査)を行い、二次審査(プレゼンテーション審査)の対象者を選定します。
 - ※ただし、応募件数が5件以下の場合、二次審査のみとします。
 - イ 二次審査は、申請者によるプレゼンテーション及び審査委員との質疑応答による審査をオンラインで行い、審査結果を踏まえて、県が補助事業者を採択します。
- (2) 審査基準
別表3のとおり
- (3) 採択予定件数
2件程度
- (4) 採択結果の通知
採択結果は、申請者に電子メールで通知します。

スケジュールについて（予定）



※各項目の実施時期は変更することがあります。

※事前相談について

- (1) 申請に際しては、事前相談が必須です。7月24日(金)までに必ず御相談ください。
- (2) 補助事業の趣旨や補助対象経費等について御理解をいただくために大変重要です。
- (3) 仮作成した申請書類等を、あらかじめ事務局に電子メールでいただきますと、具体的な御案内が可能です。
- (4) 申請者からの相談に限ります。

8 事業採択後の補助金交付申請

採択された事業者は、採択通知後に補助事業に係る正式な交付申請手続が必要になります。交付申請に当たっては、「環境ビジネス拡大化実証支援事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の内容を必ず御確認ください。

9 その他の留意事項

- (1) 応募及び審査委員会参加等に係る費用は全て申請者の負担とします。
- (2) 提出書類は審査のみに使用し公開しません。なお、提出書類は返却しません。
- (3) 書類提出後の記載内容の変更は、原則として認めません（県からの指摘による場合を除く。）。
- (4) 応募状況、審査結果等に関する問い合わせには応じられません。
- (5) 同一又は類似の内容で他の公的な助成金又は補助金を受けているもの又は採用が決定しているものは補助対象になりません。
- (6) 補助対象となる経費は、この事業の対象として明確に区分できる者であり、また、その必要性及び金額の妥当性が証拠書類によって明確に確認できるものです。
- (7) 事業計画に記載した経費で交付の決定を受けたものであっても、その後の完了検査で県が対象外と判断したものについては、自己資金で対応していただきます。
- (8) 採択時や事業終了時等に採択事業者の名称、事業計画の名称及び概要、事業の実績等について、県のホームページ等で公表することがあります。また、事業内容及び成果について、県が作成する各種発行物等への記事掲載や行事の場での展示、会議等における報告等に御協力いただく場合があります。
- (9) 本事業の実施に当たっては、他者の知的財産権等を侵害しないことを補助対象者の責任において随時確認した上で、事業を実施してください。
- (10) 事業実施に伴う成果物や経理書類等は、事業終了後5年間保存していただきます。
- (11) 補助事業期間中及び補助事業終了後に行われる検査及び監査により不適切な事項が判明した場合は、補助金の交付の決定や交付がなされたものであっても、交付の決定が取り消されたり、あるいは交付された補助金の全部又は一部の返還請求を受けたりすることがあります。
- (12) 事業実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、環境ビジネス拡大化実証支援事業補助金交付要綱に定める内容を遵守してください。

10 提出先、問い合わせ先

静岡県くらし・環境部環境局環境政策課 担当：竹内
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁西館6階）
電話番号：054-221-3597 FAX：054-221-2940
E-mail:kankyouseisaku@pref.shizuoka.lg.jp

別表 1 補助対象経費

補助の対象	
区分	経費
設備備品費	実証事業の実施に必要な設備備品（取得価格 10 万円以上）をレンタルする場合に要する経費
消耗品費	実証事業の実施に必要な物品（取得価格 10 万円未満）の製作及び購入に要する経費
謝金	実証事業の実施に必要な活動を行うため、協力者等に支払う謝金等
外注費、保守費、改造修理費	実証事業の実施に必要な開発設計に伴う経費、データの分析に必要な経費等
通信運搬費	実証事業の実施に必要な物品の運搬費やデータ通信費等
広報活動費	実証事業の実施に必要な広告宣伝費等
交通費	実証事業の実施に必要な国内の交通費等
賃借料	実証事業の実施に必要な施設、土地及び実証事業の実施に必要な物品（取得価格 10 万円未満）をレンタルする場合に要する経費等

別表 2 補助率及び補助上限額

補助率	補助上限額
別表 1 に掲げる経費の 2 分の 1 以内	200 万円

別表3 審査基準

以下の基準に基づき審査します。

No	評価項目	配点	評価内容
1	事業構想の魅力	20	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスの成長・継続性が見込めるか。 ・事業の実現可能性が見込めるか。 ・目標達成のための具体的な計画(ロードマップ等)があるか。
2	環境課題解決への貢献	20	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に資するビジネスか。 ・地球環境や地域の環境問題の解決に対する効果に期待ができるか。
3	事業の革新性 (ソーシャルインパクト)	20	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニークで実現性の高い環境技術を保有しているか。 ・ビジネスプランの新規性が高いか。 ・競合他社に対する優位性があるか。 ・社会実装に繋がるものであるか。
4	市場機会との整合性	20	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズのあるビジネスであり、大きな事業機会が望めるか。 ・国内のみならず海外を含む魅力的な市場性があるか。 ・自社の事業を展開する市場を十分に理解できているか。 ・ビジネス展開に対する課題の抽出と具体的な解決策があるか。
5	実行力 (実行体制)	20	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画を遂行するための体制が整っているか。 ・事業連携する大企業等は適切であるか。 ・チーム内の役割分担が明確となっているか。 ・事業内容に整合する経費が計上されているか。
計		100	